

### (3) 学科科目の履修方法

#### [平成 24 年度以降入学生]

学科科目の卒業所要単位は、72 単位です。そのうちコース基幹科目から 24 単位、コース発展科目・コース自由科目（卒業所要単位にならない科目を除く。）・専門共通科目から 40 単位を修得しなければなりません。（詳細は、「Ⅲ-1 卒業に必要な単位数」。）

#### [平成 23 年度以前入学生]

学科科目の卒業所要単位は、72 単位です。そのうちコース基幹科目から 24 単位、コース発展科目・専門共通科目・教職共通科目（卒業所要単位にならない科目を除く。）から 40 単位を修得しなければなりません。（詳細は、「2-3 卒業に必要な単位数」。）

本学の特徴は、学科の垣根を越えて、幅広い学習ができるところにあります。卒業所要単位にとらわれず、関心を広くもって、積極的に他学科科目、専門共通科目を履修するように心がけてください。

#### [研究指導の履修方法]

研究指導（ゼミナール）は、原則として必修とし、8 単位修得しなければなりません。

研究指導は、毎週 2 時間、3 年次から 2 年間の継続授業で 8 単位となります。

※ノンゼミ・研究指導の所属の変更を検討している場合は、教務課学部教務係までご相談ください。

※4 年次になって研究指導の所属を取りやめる場合には、4 月の履修登録期限までにノンゼミ移行申請書を学科長宛に提出し、許可を得る必要があります。詳細は、教務課学部教務係までお尋ねください。

#### ○留年による研究指導の単位の取り扱い

(1) 研究指導は、2 年間の学習と卒業論文を総合して成績評価を受け、単位認定が行われます。本学では、研究指導は、半期（前期または後期）ごとの 4 つのユニットによって構成されるものとみなして取り扱っています。研究指導の単位認定を受けるためには、この 4 つのユニットを満たしていることが条件です。

第 1 ユニット	第 2 ユニット
第 3 ユニット	第 4 ユニット（+卒業論文）

(2) 研究指導の単位を残したまま留年した場合は、第 4 ユニットがかけていることとなりますから、再度、第 4 ユニット分を履修しなければなりません。従って、半年留年して 9 月卒業する場合は、引き続き研究指導を履修しなければなりません。1 年間留年する場合は、後期からの履修が可能です。

#### 《卒業論文の取り扱い》

(1) 卒業論文の単位を修得するためには、二つの学期を履修することになります。

(2) 卒業論文の単位を修得できない場合は、再度、二つの学期の履修が必要です。

#### ○留学による研究指導の単位の取り扱い

本学規定の派遣留学（協定大学への交換留学）に参加する学生は、留学先の大学で本学の指導教員がしている科目を履修し、単位を修得した場合は、留学期間中も研究指導が継続されているとみなします。必要手続きを怠らないようにしてください。

### 【研究指導を履修中の場合（3年次もしくは4年次に留学する場合）】

#### [留学前]

- ①指導教員が指定する科目を選定し、科目履修届に記載する
- ②指導教員の承認を受けた上で、「留学に伴う研究指導の継続承認書」を学部教務係に提出する。※用紙は、派遣留学のオリエンテーション時に配布する。

#### [留学後]

- ①学部教務係から「留学に伴う研究指導の継続承認書」を受け取り、指導教員の承認を受け、再び学部教務係に提出する。

#### ※第4ユニットにおいて留学する場合

第4ユニットは、卒業論文の提出が含まれるので、必ず本学に在籍し、履修しなくてはならない。（留学中の場合は、単位認定を受けられない。）ただし、第4ユニット途中（3月卒業においては12月まで、9月卒業においては6月まで）に帰国した場合は、この限りではない。

### 【研究指導選考期間中（2年次後期）に留学】

- ①留学前に研究指導の所属を希望する教員に相談し、留学のため選考期間不在となること及び帰国時期を伝え、内諾を得ておく。
- ②2年次の後期開始時に、学部教務係からゼミナール紹介本のファイルがメールで送信されます。紹介本の中にある、募集手続きを確認し、『**研究指導第一次志望の登録**』を必ず行ってください。※事前に教員から内諾をいただいていた場合も、この手続きは必須となるのでご注意ください。